

農林水産省
環境省
令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十六年政令第 号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十七年 月 日

農林水産大臣 島村 宜伸

環境大臣 小池百合子

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養等をするものであること。

二 警察法（昭和二十六年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。

三 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

四 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴って飼養等をするものであること。

五 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

六 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養等をするものであること。

七 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養等をするものであること。

八 法第五条第一項の許可を受けた者が第九条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。

九 法第三章の規定による防除に係る捕獲等又は第四号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴って飼養等をするものであること。

十 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をするものであること。

十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされていないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

十三 特定外来生物の指定の際現に行つてゐる国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

（飼養等の目的）

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

二 教育

三 生業の維持

四 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛がん又は観賞のための飼養等

五 前各号に掲げるもののほか特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

(飼養等の許可の申請)

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

- 数量の上限
- 三 飼養等をする目的
- 四 飼養等施設に係る次に掲げる事項
 - イ 施設の所在地
 - 施設の規模及び構造
- 五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項
 - イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業
 - 飼養等に係る管理体制
 - (1) 特定飼養等施設の点検方法
 - (2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - (3) 特定外来生物を運搬する場合は、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置
- 六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行っている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

- 2 前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第二号及び第三号に該当しないことを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
- 5 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
- 6 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 許可証の番号及び交付年月日
 - 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

7 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。

10 飼養等の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 飼養等の許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したと

き。

(特定飼養等施設の基準)

第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- 二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

2 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げるものをいう。

- 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。
- 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等しようとする特定外来生物の管理方法が不相当と認められること。

三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

四 法第六条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 法人であつて、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。

二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めた事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があつた場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。

イ 数量の変更があつた特定外来生物の種類及びその変更後の数量

ロ 数量の変更があつた年月日

八 数量の変更の事由

二 譲渡し等を行った場合にあつては、当該譲渡し等を行った相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）並びに許可番号及び許可年月日

ホ 輸入を行った場合にあつては、その旨

ヘ 許可番号及び許可年月日

ト 数量の変更があつた特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

チ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号のほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

（特定外来生物の取扱方法）

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- 二 特定外来生物の新たな個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、その当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であつて、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものを講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第四条第一項第五号口に掲げる事項を遵守すること。

四 前各号のほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

（飼養等の許可の失効）

第九条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その許可は効

力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十条 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来

生物の譲渡し等をする場合

四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを法第四条各号に該当しない者から行う場合

五 法第四条各号に該当しない者が、法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

(法第十条第二項の証明書の様式)

第十一条 法第十条第二項の証明書の様式は、様式第二のとおりとする。

(許可の申請書の添付図面等の省略)

第十二条 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、軽易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添えなければならない図面若しくは写真又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(関係都道府県の意見聴取)

第十三条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。

2 関係都道府県は、前項の送付があつた場合において、法第十一条第二項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

(公示事項)

第十四条 法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

第十五条 法第十一条第二項の規定による公示は、法第十一条第二項各号に掲げる事項を、官報に掲載して行うものとする。

(法第十三条第三項の証明書の様式)

第十六条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(補償請求書)

第十七条 法第十四条第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

（負担金の徴収方法）

第十八条 主務大臣等は、法第十六条の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第十九条 法第十七条第一項の規定により主務大臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用を超えない額とし、その納付期限は、法第十一条第一項の規定により主務大臣等が防除を行った日から相当の期間経過した日とする。

第二十条 法第十七条第二項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第二十一条 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徴収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(防除の確認の申請)

第二十二条 地方公共団体は、法第十八条第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
 - 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 三 防除を行う区域及び期間
 - 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。
- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の目標

三 前二号に掲げるもののほか、従事者に関する事項その他の法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

(防除の確認等)

第二十三条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（前条第二項の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあつては前条第一項の申請書に限る。）が法第十一条第二項の規定により 公示された事項に適合していると認めるときは、法第十八条第一項の確認をするものとする。

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十四条 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第二項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う区域及び期間

四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行つてい
る業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載し
た書類）を添付しなければならない。

（防除の認定等）

第二十五条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が
適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の
申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している
と認めるときは、法第十八条第二項の認定をするものとする。

2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十六条 法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十一条第一項各号又は第二十三条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(未判定外来生物)

第二十七条 法第二十一条の未判定外来生物は、別表第一に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)又は亜種若しくは変種(以下「種等」という。)及びそれらの交雑種(特定外来生物を除く。)の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)並びにその器官(飼養等に係る規制等の法に基づく生態系等に係る被害

を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

（未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出）

第二十八条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

(1) 本来の生息地又は生育地の分布状況

(2) 文献その他の根拠を示す資料

二 その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

(種類名証明書の添付が不要な生物)

第二十九条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、別表第二に掲げる種等及びそれらの交雑種の個体並びにその器官以外のものとする。

(証明書)

第三十条 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書(日本語又は英語に限る。)であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の

機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

(輸入場所の指定)

第三十一条 法第二十五条第二項の港及び飛行場は、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港とする。

第三十二条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(自然公園法施行規則の一部改正)

第二条 自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第二十七号の七を第二十七号の八とし、第二十七号の六を第二十七号の七とし、第二十七号

の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 国立公園において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除を行うこと（緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合以外の場合においては、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分に限る。）。

第十三条第一号中「第二十七号の七」を「第二十七号の八」に改める。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第三条 自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除を行うこと（緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合以外の場合について、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分に限る。）。

第十九条第九号中リを又とし、チをリとし、同号にチとして次のように加える。

チ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除を行うこと（緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合以外の場合）について、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分に限る。）。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十号中ヲをワとし、リからルまで一つずつ繰り下げ、同号にリとして次のように加える。

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除を行うこと（緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合以外の場合）について、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分に限る。）。

第二十七条第一号中「リからヲ」を「リからワ」に改める。